

5. 途上国におけるA/R CDMプロジェクト活動の実施要領

A/R CDMプロジェクトの実施に当たっては、概ね次のような手順で作業を進めていく必要があります。

事前準備	5-1. (必要に応じて)日本国内においてパートナーを選定	46
	5-2. 相手国(ホスト国)を選定	47
	5-3. 相手組織(カウンターパート)を選定	49
現地調査	5-4. プロジェクト活動対象地を選定(土地利用、土地権利、土地適格性)	50
	5-5. プロジェクト活動の概要設定	52
	5-6. プロジェクト参加者の決定、役割分担	53
	5-7. プロジェクト活動の境界確定、階層化	55
	5-8. 植林計画の策定及び投資コスト、収益の予測	56
A/R CDM要件	5-9. ベースライン、モニタリング方法論の適用	59
	5-10. 純人為的吸収量の推定	61
	5-11. 追加性の証明	62
	5-12. 環境に関する調査	63
	5-13. 社会・経済に関する調査	65
	5-14. ステークホルダーからのコメント	67
保護管理	5-15. 植林地保護のための造林管理規定の策定	68
	5-16. キャパシティ・ビルディング	69
申請手続き	5-17. (新方法論の提案、)PDDの作成、A/R CDM手続きに沿ってプロジェクト申請	70
運営	5-18. 総合的事業判断	71

5-1. (必要に応じて)日本国内においてパートナーを選定

A/R CDMを実施する際には、必要に応じて、日本国内においてパートナーを選定する。信頼できるパートナーを下記の基準をもとにして選定することが事業成功への鍵である。

日本国内において、以下のようなパートナーが想定される。

- 企業
- コンサルタント
- 団体
- NGOs
- 研究機関
- 大学

選定基準:

- ・ A/R CDMについての知識
- ・ A/R CDMプロジェクトのフェージビリティ・スタディ、または実際にプロジェクト開発、運営管理経験
- ・ 海外における植林事業等の開発、運営管理経験
- ・ 相手国(ホスト国)の現地事情に精通

等

5-2. 相手国(ホスト国)の選定(1)

A/R CDMを実施する相手国(ホスト国)を決める際は、ホストの国のA/R CDMに関する基準と規定を調査する。

① ホスト国のDNA (Designated National Authority、指定国家機関) 情報を得る

各国のDNAに関する情報は、UNFCCCのウェブサイト参照(参考資料3.)。

<<http://cdm.unfccc.int/DNA>>

- ・ 気候変動枠組み条約の批准、京都議定書の批准
- ・ DNAの設置状況、組織概要
- ・ 森林を定義するための3つの基準値
- ・ A/R CDMを実施する際に、ホスト国内で定められている手続き等

② 日本のDNAと連絡を取る

A/R CDM事業実施に関する相談窓口である林野庁(CDM植林ヘルプデスク)へ相談する。

<<http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/cdm/top.htm>>

③ ホスト国のDNAと連絡を取る

- ・ ホスト国DNAの担当者と連絡を取る。
- ・ または、既にホスト国内に事業実施相手機関(パートナー)が存在する場合は、そのパートナーを通して、ホスト国DNA担当者に連絡を取る。

5-2. 相手国(ホスト国)の選定(2)

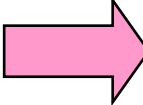
ホスト国のDNA担当者に相談して、ホスト国における下記情報を調査する。

CDMに関する法律、法令、税制、規定、基準

- ・ DNAの組織概要
- ・ 国内承認プロセス
- ・ 森林を定義するための3つの基準値
- ・ プロジェクト実施前の環境影響評価について
- ・ 発行された炭素クレジットの分配に関して 等

そのほか既存の法律、法令、税制、規定、基準など。

- ・ 土地制度に関するもの
- ・ 森林分野の政策
- ・ 関連する分野の政策(農業政策)等
- ・ 外国からの投資規定、税制 等



ホスト国及び日本国それぞれのDNAによって定められた諸手続きが存在する。その手続きに沿って、A/R CDMプロジェクト実施に向けた準備をすすめる。登録申請前までには、ホスト国と日本国のDNAから書面による承認を得る必要がある。

5-3. 相手組織(カウンターパート)を選定

海外における森林造成には、ホスト国における相手機関(カウンターパート)の選定が非常に重要である。信頼できるカウンターパートを選定することが事業成功への鍵である。ホスト国において、公的組織、私的組織を含めて以下のようなカウンターパートが想定される。

企業 本邦関連企業、または現地の会社

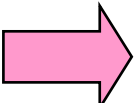
政府 中央政府及び地方政府

大学及び研究機関 技術開発、研究を要する場合

NGOs 国際環境NGO、現地の環境NGO等

地域コミュニティ 地域のコミュニティ、伝統的組織、宗教組織等
グループ 農民グループ、婦人グループ等

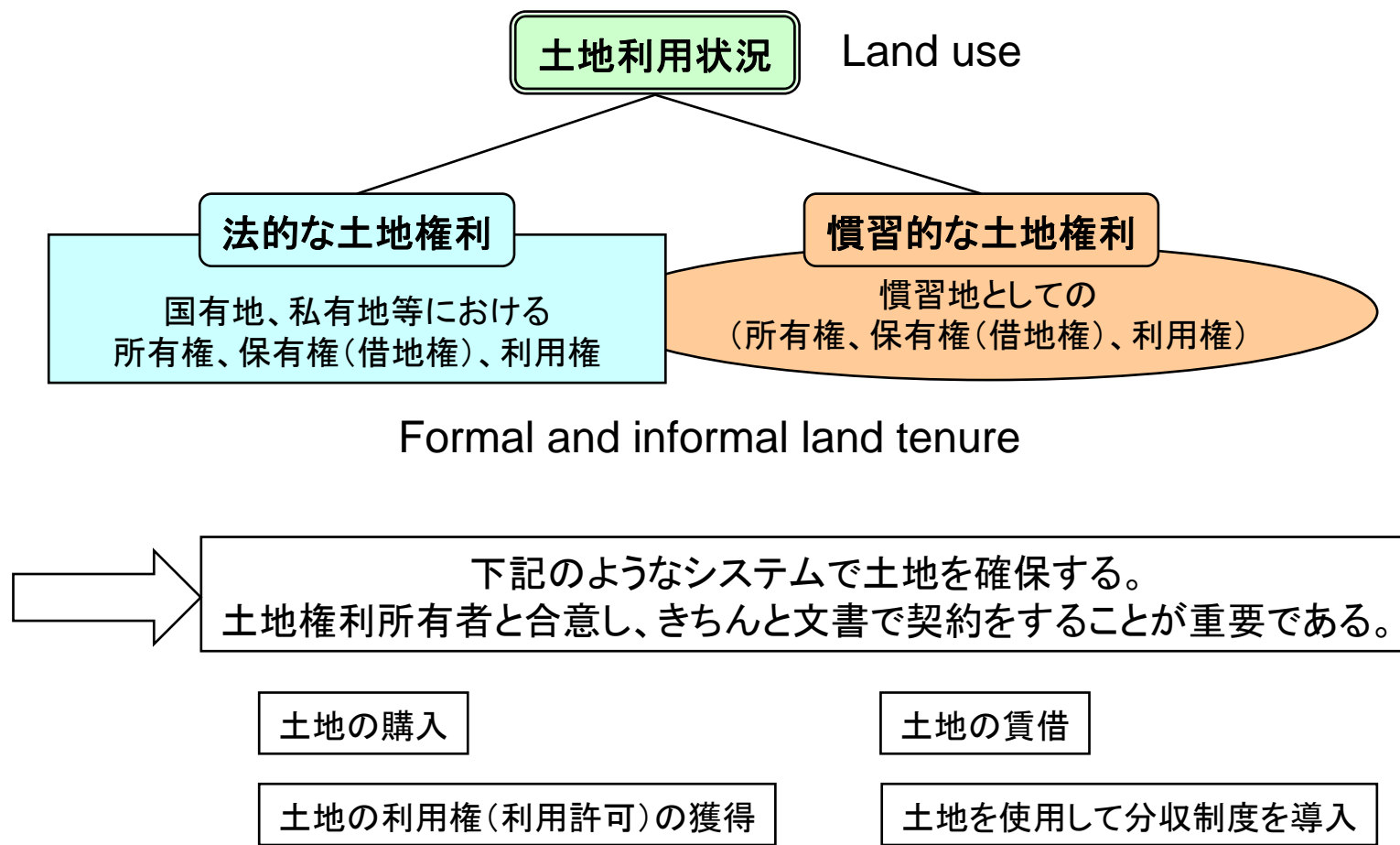
(に属する)個人 地域住民

- 
- ・ 主なカウンターパートをひとつ選定し、二人三脚で準備を進める。
 - ・ A/R CDMプロジェクト実施に際しては、専門的知見、技術をもった組織による技術面からのサポートも必要である。
 - ・ その他、関係する様々なステークホルダーの理解、支援が得られるよう、プロジェクト支援委員会を組織するなどして、総合的なプロジェクト運営管理システムの構築を目指す。

基本的に、森林は誰でもアクセス可能なオープンソースであるので、プロジェクトサイト周辺地域住民の森林造成への理解促進、合意形成、そしてできれば参加を確保することが重要である。

5-4. プロジェクト活動対象地の選定 (1) 土地利用、土地権利関係

- ・ 事前に十分な調査を実施し、対象地の土地利用状況、土地権利関係を調査、把握する。
- ・ 発展途上国の土地権利関係は、法的に十分整理されていない場合もあり、土地の境界などが未確定の場合もある。
- ・ 法制度にのっとりた土地権利の他にも、慣習的な土地権利が存在する場合がある。



5-4. プロジェクト活動対象地の選定 (2) A/R CDM土地の適格性

A/R CDM実施要件のひとつである土地適格性を満たすプロジェクト対象地を選定する。
(詳細は、7-3. A/R CDMプロジェクト活動の土地適格性を明示する手順を参照)

1. プロジェクト対象地が、新規植林(afforestation)の場合は50年以上、再植林(reforestation)の場合は1989年12月31日以降プロジェクト開始前まで森林ではなかった(森林基準値¹を満たしていなかった)ことを証明する。
ただし、伐採等の人為的介入や自然災害の結果、一時的にストックがない状態になったのではない。また、人為的介入なしに、各国の森林基準値に基づいた森林に回復するポテンシャルを持った天然生の若年木や植林木に覆われていない。
2. 森林でなかったことを証明するためには、下記2つのうちひとつの証拠を提示し、PDDにおいて説明する。
 - (a) 現地踏査データによって補完された航空写真または衛星画像
 - (b) 現地調査資料(土地利用許可証、土地利用計画、または土地登記簿、登記者名簿、土地利用簿、土地管理簿など地域の登記情報)
3. もし上記2が入手不能、適用不能である場合、参加型農村評価(Participatory rural appraisal, PRA)²による証明文書を提出する。

¹ 各国の森林基準値(林冠率、樹高及び最小土地面積)は、各国のDNAが規定し、CDM理事会へ報告。

² 利害関係者と一緒に、地域の問題を分析し、解決策を策定するアプローチ。グループを基本にして、社会問題及び環境問題を広範に視覚化して、位置的そして時間的に把握する分析方法。

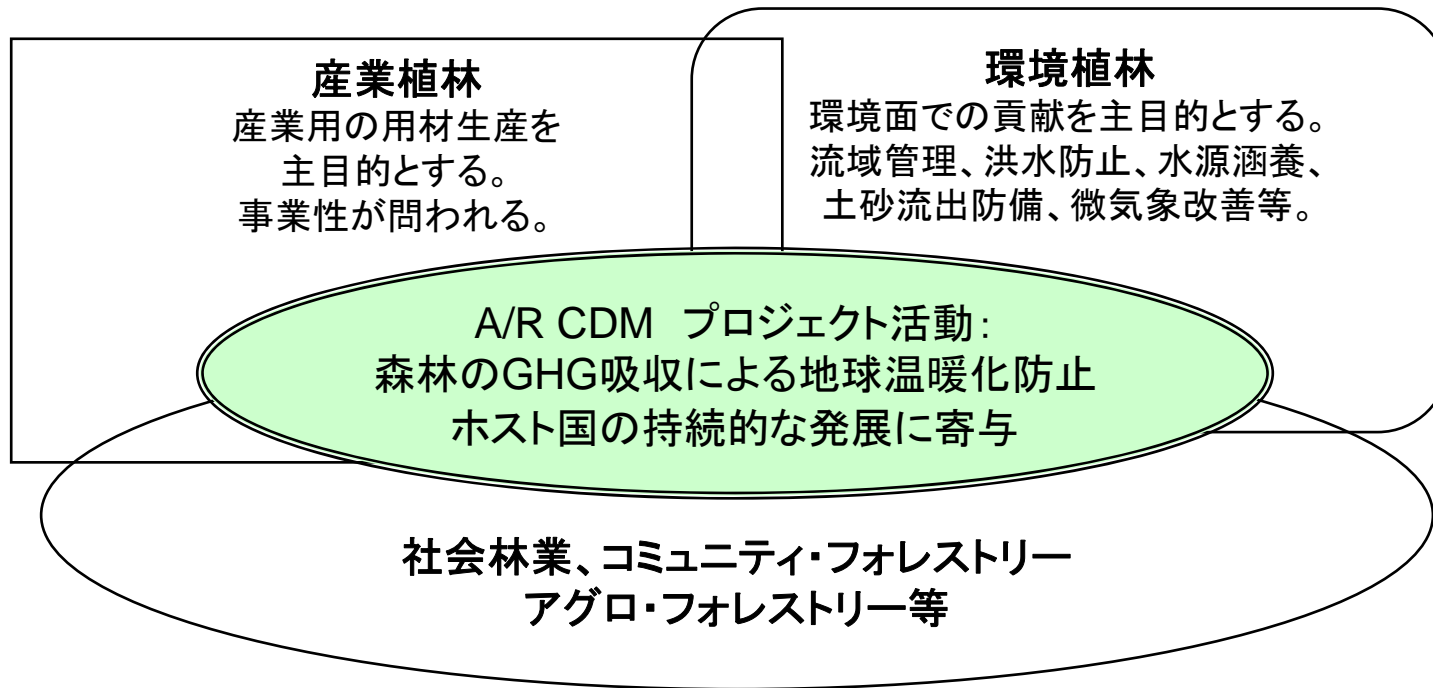


上記(1)、(2)を通して、プロジェクト活動の有力候補地をリストアップする(複数も可)

5. 途上国におけるA/R CDMプロジェクト活動の実施要領

5-5. プロジェクト活動の概要設定

リストアップされた候補地について、カウンターパートと相談し、A/R CDMプロジェクト活動の概要を設定する。その際は、サポート機関の技術支援を受ける。また、その他ステークホルダー（地域住民ら）の意向を尊重する。例えば、下記のような目的を持った活動が考えられる。



森林は複数の目的を同時に達成する多面的機能を有する

➡ コスト・ベネフィット、そしてA/R CDMの必要条件である追加性等を考慮する。プロジェクト活動の概要設定を通して、既にリストアップ済みの候補地をひとつに絞り込む。

5-6. プロジェクト参加者の決定、役割分担（1）

A/R CDMプロジェクト活動の参加者を決定し、運営システムを確立する。
 事前に、役割分担（権限と義務）として、投資コスト負担、収穫物（用材・非用材森林生産物）の分配
 そして発行されるCERの権利等について、プロジェクト参加者間で合意し、文書で残す。

A/R CDMプロジェクト参加者の例としては、下記の通りである。

	関係国名	プロジェクト参加者名 民間団体及び公的機関（役割分担）
非附属書I国	ホスト国	民間団体: 林業会社（プロジェクト監理） 民間団体: 農家及び地域コミュニティ（植林用地、労働力を提供）
附属書I国	日本	本邦企業（出資、新技術移転）

プロジェクト参加者ではないが、ステークホルダーである中央政府（林業所管官庁）、
 地方政府（林業担当部署）、大学及び研究機関、周辺地域住民等からのサポートを得るため、
 運営、意思決定、技術支援等に関する委員会等を設立する。

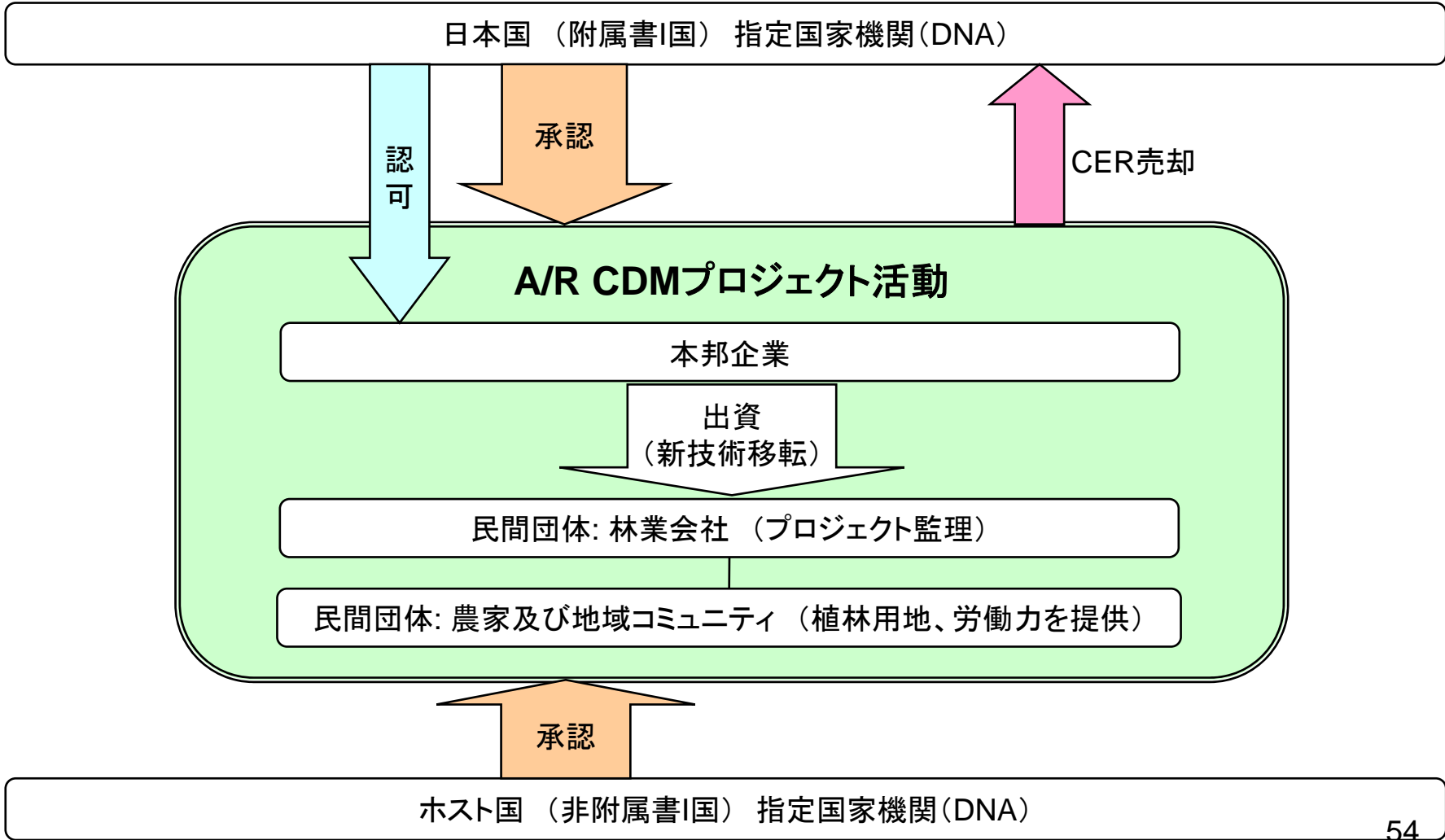
注) 小規模A/R CDMにおいては、ホスト国の定義する低所得コミュニティと個人 (low-income communities and individuals) による、小規模A/R CDMプロジェクト活動の開発または実施が義務付けられている。

[CDM A/R Simplified SSC M&P] <<http://unfccc.int/resource/docs/cop10/10a02.pdf#page=26>>

5. 途上国におけるA/R CDMプロジェクト活動の実施要領

5-6. プロジェクト参加者の決定、役割分担 (2)

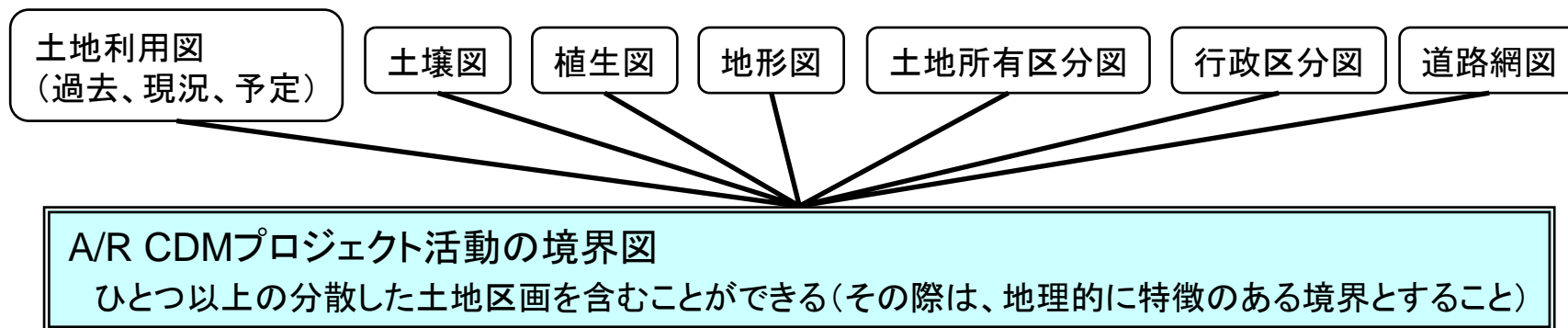
プロジェクト実施関係者、プロジェクト参加者間の関係図(例)



5-7. A/R CDMプロジェクト活動の境界確定、階層化

基本となる背景情報を基にして、A/R CDMプロジェクト活動の境界図を作成する。

- ・ PDD(A.4.1.4.)の欄に、A/R CDMプロジェクト活動の地理的な位置、プロジェクト境界(場所を特定できる情報含む)を記載する。
- ・ 生物・物理的条件及び社会・経済条件(下記)についての基本背景情報をGISで統合して利用する。



プロジェクト対象地(境界内)を、階層化(stratification)する。

プロジェクト対象地(境界内)の自然条件、そして植林計画が一様でない場合、ある指標(下記)を基準にして、ある程度まとまった均一な層ごとに分ける、すなわち階層化(stratification)を実施する。

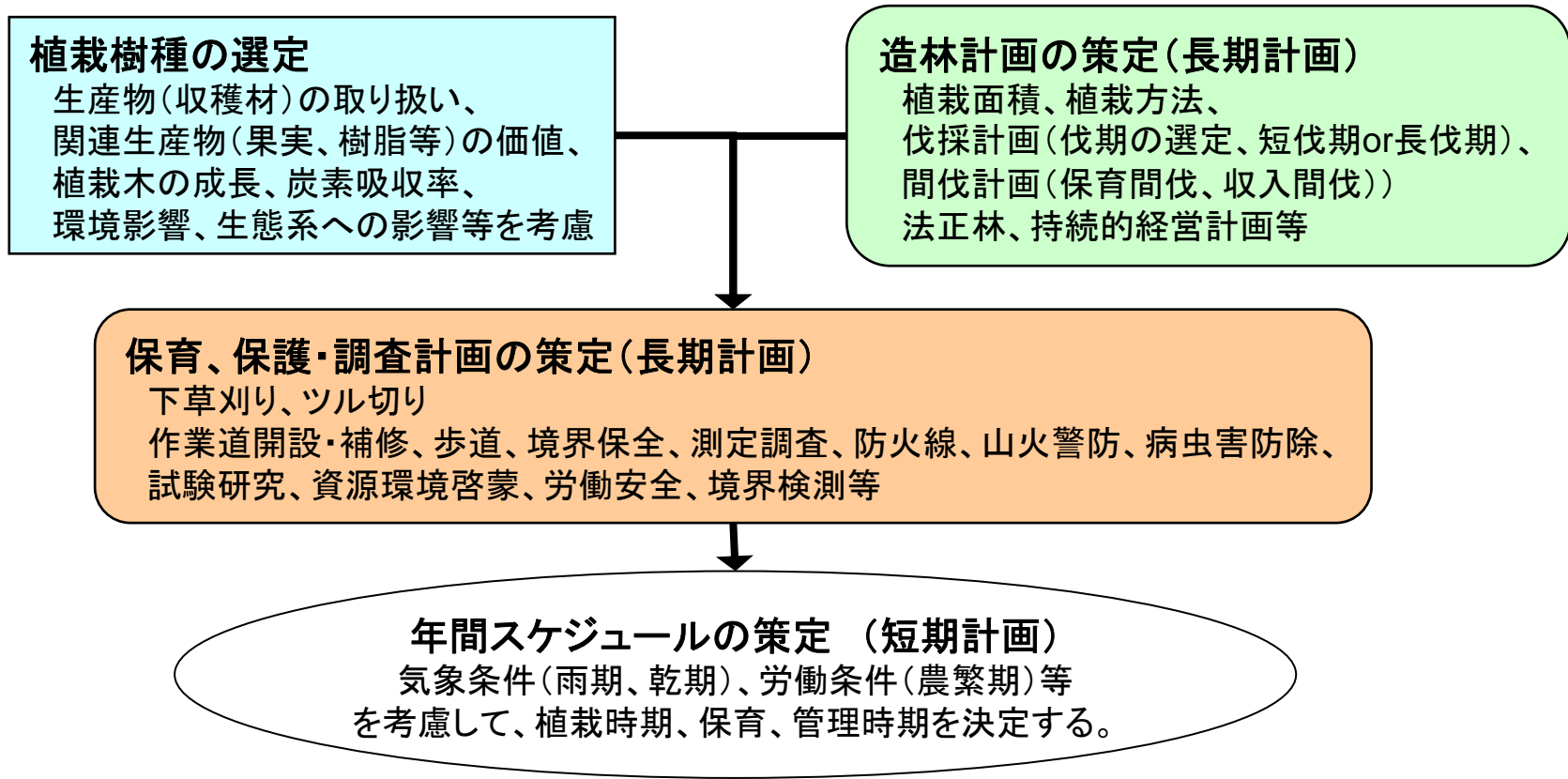
- ・ 植林予定樹種、林齢
- ・ 初期の植生
- ・ 現場の自然環境要因(土壌タイプ、標高、地形、気象条件など)

階層化を実施することにより、(純人為的吸収量の)測定、モニタリングの精度をあげることができるとともに、必要なサンプリング・プロットの数減らすことができ、それに要するコストを軽減することができる。

階層化については、6-6. プロジェクト境界と階層化(Stratification)を参照。
より詳細は、[GPG LULUCF] セクション4.3.3.2を参照。

5-8. 植林計画の策定及び投資コスト、収益の予測 (1)

- ・ 下記のフローチャートに沿って、植林計画を策定する。
- ・ 現地情報、現地調査の結果を基に、プロジェクト活動にかかる投資コスト、収益を予測する。
- ・ 対象地域の植林技術レベルを確認、地域住民のニーズを把握、また技術支援委員会等から助言・支援を得る。

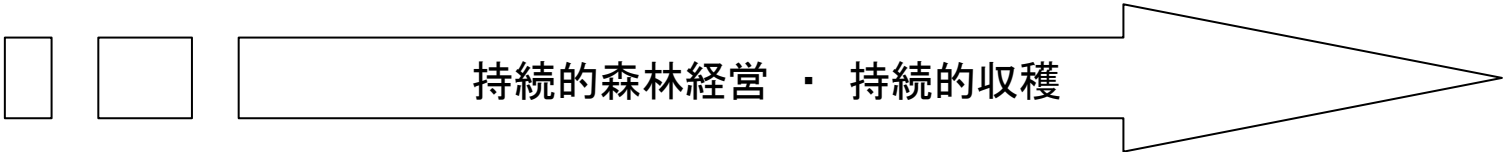
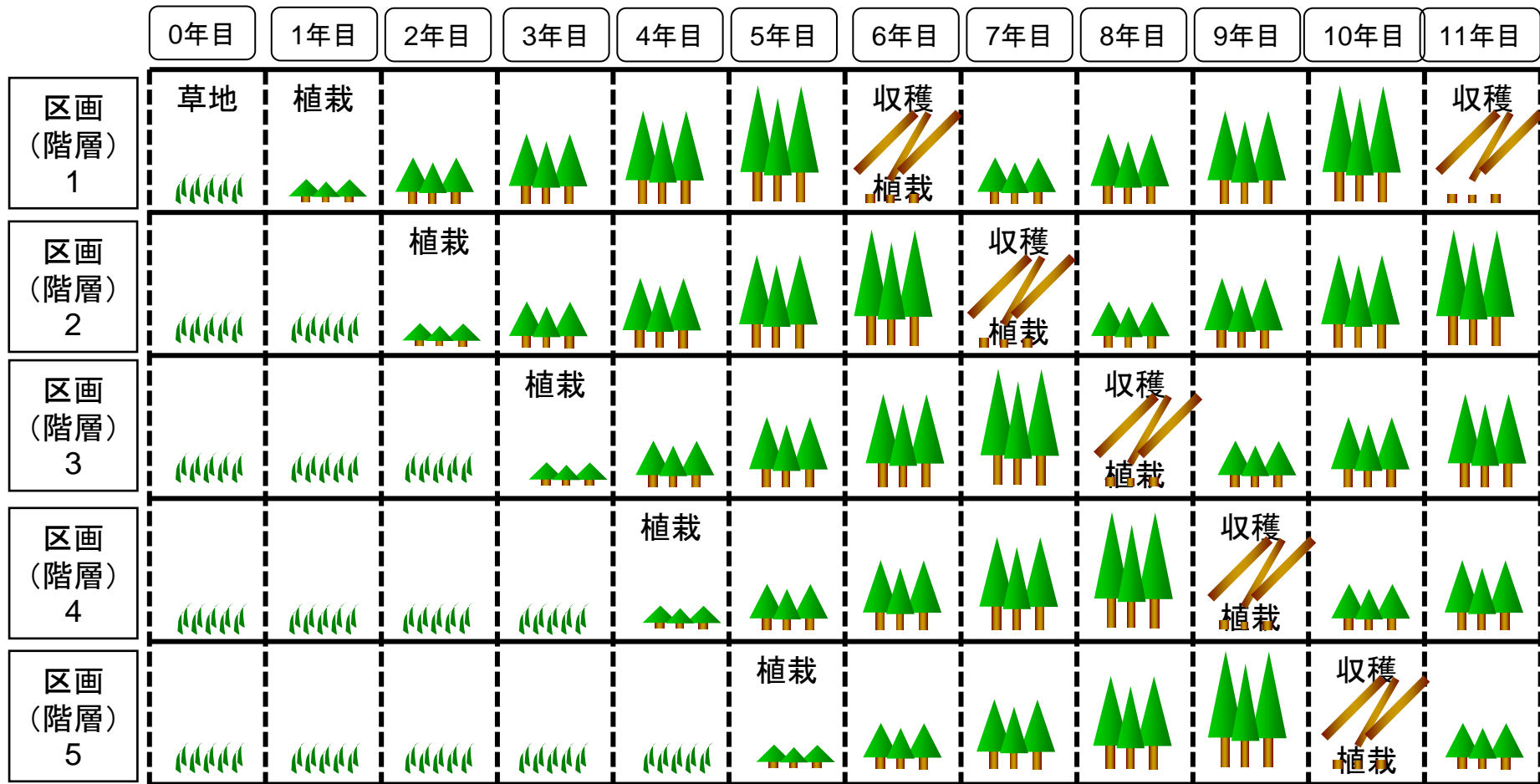


⇒ A/R CDMプロジェクト活動における純人為的吸収量算定のためのモニタリング計画に要する労力、コストも考慮して、造林計画を策定する必要がある。

5-8. 植林計画の策定及び投資コスト、収益の予測 (2)

植栽対象地の区画化(階層化)と植栽、伐採予定の策定

5区画で5年伐期を想定した場合の「法正林」施行イメージ図(例)



5. 途上国におけるA/R CDMプロジェクト活動の実施要領

5-8. 植林計画の策定及び投資コスト、収益の予測 (3)

- ・ 植林計画策定の際には、それにかかる投資コスト、そこから得られる収益を予測する。
(プロジェクトタイプが、環境植林等で伐採を計画しておらず収入がない場合は、コストのみを見積もる。)

A/R CDMプロジェクト活動の損益計算表、キャッシュフロー(例)

年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
収入 (1)											
支出 (2)											
減価償却費 (3)											
融資金利費用 (4)											
税引前損益 (5) = (1-2-3-4)											
所得税 (6)											
税引後損益 (7) = (5-6)											
固定資産投資額 (8)											
融資増減 (9)											
キャッシュフロー (10) = (7+3-8+9)											

経済産業省(2004)京都メカニズム専門家人材育成事業CDM/JI 標準教材より

- ・ A/R CDMの要件である追加性の証明の際には、A/R CDMプロジェクト活動のキャッシュフローを基にして、最適な財務指標を特定し投資分析を行う。
- ・ 投資分析の際に使用する財務指標としては、IRR (Project IRR, Equity IRR)、NPV、cost benefit ratio等。

林野庁: CDM植林基礎データ整備において、CDM植林投資シミュレーションプログラムを開発済み

5-9. ベースライン、モニタリング方法論の適用(1)

提案するA/R CDMプロジェクト活動の概要が明らかになった後は、A/R CDMの要件のひとつであるベースライン・モニタリング方法論の適用を検討する。

ベースライン方法論

プロジェクト実施前の純人為的吸収量の事前推定に必要な方法論(新方法論または承認済み方法論)を決定し、それをいかにして提案するA/R CDMプロジェクトへ適用するかを決める。

- ・ ベースライン・シナリオを特定するために、その基礎となるアプローチをCDM理事会により合意された3つのアプローチ(第2章で説明)のうちからひとつ選び、提案するA/R CDMプロジェクト活動にあてはめること。
- ・ ベースライン方法論は、環境条件、過去の土地利用、そして土地利用の変化という側面を反映する。

モニタリング方法論

プロジェクト実施後の純人為的吸収量の事後測定に必要な方法論(新方法論または承認済み方法論)を決定し、それをいかにして提案するA/R CDMプロジェクトへ適用するかを決める。

- ・ クレジット期間における純人為的吸収量を推定、計測するモニタリング計画実施のため、該当する必要なデータを収集、管理する方法論を決めること。

[GUIDELINES CDM-AR-PDD & CDM-AR-NM], B. Glossary of A/R CDM termsより。

<http://cdm.unfccc.int/Reference/Documents/Guidel_Pdd_AR/English/Guidelines_CDM-AR-PDD_AR-NM.pdf>

5-9. ベースライン、モニタリング方法論の適用 (2)

(a) 新ベースライン・モニタリング方法論を開発する場合

提案するA/R CDMプロジェクト活動に、使用できる承認済みのベースライン・モニタリング方法論がない場合、新ベースライン・モニタリング方法論を開発し、CDM理事会に提出して、審査・承認を求める。
 新ベースライン・モニタリング方法論の開発に際しては、
 [GUIDELINES CDM-AR-PDD & CDM-AR-NM]を参考にする。
http://cdm.unfccc.int/Reference/Documents/Guidel_Pdd_AR/English/Guidelines_CDM-AR-PDD_AR-NM.pdf

(b) 既に承認されたベースライン、モニタリング方法論を使用する場合

提案するA/R CDMプロジェクト活動に、CDM理事会で既に承認済みの方法論が使用できる場合、その方法論を使用すること。PDDにその根拠、適用方法等を記述する。

① CDM理事会で既に承認されたA/R方法論(大規模)

http://cdm.unfccc.int/methodologies/ARmethodologies/approved_ar.html

承認された大規模方法論 (1つ)			
方法論番号	方法論のタイトル	分野別スコープ	承認までの経緯
AR-AM0001	Reforestation of degraded land	14	ARNM0010

② 承認された小規模A/R方法論

CDM理事会が開発した「特定の小規模A/R CDMプロジェクト活動のための簡易化されたベースライン、モニタリング方法論」がCOP/MOP1にて合意済みである。 [A/R simplified SSC B&M methodologies]

http://cdm.unfccc.int/methodologies/ARmethodologies/AR_SSC_Annex_II.pdf

5-10. 純人為的吸収量の推定

適用したベースライン方法論、モニタリング方法論に沿って、純人為的吸収量の推定を行う。PDDセクションDに、その値を下記表を用いて示す。

年	ベースライン純吸収量の推定 (トン・CO ₂ 換算)	現実純吸収量の推定 (トン・CO ₂ 換算)	リーケッジの推定 (トン・CO ₂ 換算)	純人為的吸収量の推定 (トン・CO ₂ 換算)
	(A)	(B)	(C)	(B-A-C)
Year a				
Year b				
Year c				
Year ...				
計 (トン・CO ₂ 換算)				

それぞれについて推定方法(考慮したGHG、カーボンプール、排出源、適用した式)、そしてその根拠を記述する。(推定方法の詳細は、本ロードマップ第6章を参照)

5-11. 追加性の証明

- ・追加性の定義としては、「登録するA/R CDMプロジェクト活動による純人為的吸収量が、それが行われなかった場合に起こるだろう炭素プール内の炭素蓄積変化の合計よりも増加する場合、そのA/R CDMプロジェクト活動は追加的である」と定義されている。
[CDM A/R M&P, Anx G. Validation and registration,18.]
- ・上記の「純人為的吸収量に関する追加性の証明」に加えて、提案するプロジェクト活動が、A/R CDMプロジェクト活動として承認、登録されることによって(はじめて)そのプロジェクト活動が実施可能になることを証明する。

その際は、A/R CDMプロジェクトの追加性を証明する段階的アプローチである

「A/R CDMプロジェクト活動における追加性の評価と証明のツール」(第21回CDM理事会において合意済み)を使用して追加性を証明する。

[A/R additionality tool]

<http://cdm.unfccc.int/methodologies/ARmethodologies/AdditionalityTools/Additionality_tool.pdf>

- ステップ0. A/Rプロジェクト活動開始日を基本にした適格性の予備審査(スクリーニング)
- ステップ1. 現在施行中の法律及び規則に矛盾しない、A/Rプロジェクト活動の代替案を特定
- ステップ2. 投資分析
- ステップ3. バリア分析
- ステップ4. プロジェクトの効果

(詳細については、第4章で説明)

5-12. 環境に関する調査 (1)

環境に関する調査を実施し、PDD(A.4.1.5)にプロジェクト対象地域の環境概要を記述する。
(→ 現地の大学・研究所、企業、コンサルタント、NGO等へ調査を依頼することが考えられる。)

<PDD(A.4.1.5 当該地域の環境の現況)に記載が必要な項目>

- ・ 年間降水量(mm)
- ・ 平均気温(°C)
- ・ 乾期のありなし、もしある場合はその頻度
- ・ 洪水のありなし、もしある場合はその頻度
- ・ 霜のありなし
- ・ その他の気象災害(例: トルネード、火災、ハリケーン等)、もしある場合はその頻度
- ・ 土壌タイプ(粘土/砂が優占)
- ・ 対象地域の主要流域名
- ・ 生態系のタイプ(草地、農地、湿地ほか)
- ・ 希少生物または絶滅危惧動植物の生息、もし生息する場合はその種名

<PDD(A.4.1.6 選択した樹種と品種)に記載が必要な項目>

- ・ 森林のタイプ
- ・ 外来樹種名
- ・ Type of mixed hardwood species
- ・ 在来樹種名
- ・ クローン名
- ・ その他の樹種名

5-12. 環境に関する調査 (2)

PDDのセクション「提案するA/R CDMプロジェクト活動の環境影響」について、以下の手順に沿って記述する。
生物多様性、自然生態系、及び提案するプロジェクト活動の境界外への影響も含む。

[GUIDELINES CDM-AR-PDD & CDM-AR-NM]、29/53ページを参照

<http://cdm.unfccc.int/Reference/Documents/Guidel_Pdd_AR/English/Guidelines_CDM-AR-PDD_AR-NM.pdf>

1. 環境影響分析の報告書を作成

- ・ 水環境
- ・ 土壌
- ・ 火災リスク
- ・ 虫害
- ・ 病害

2. もしプロジェクト参加者またはホスト国が、顕著な負の影響があると考えた場合、プロジェクト参加者は、ホスト国で必要とされる手順に従って環境影響評価を実施する。

3. 上記2.で述べた有意な影響に対処するためのモニタリング計画と対応策の説明

→ 特に、ホスト国ならびに関係する附属書I国は、「潜在的侵入性外来樹種 (potentially invasive alien species)」及び「遺伝子組換え作物 (GMO: Genetically Modified Organisms)」を使用する場合、そのリスクを自国の法律に照らし合わせて評価する。(CDM A/R M&P)

侵入性外来樹種リストは、国際自然保護連合 (IUCN) のWEBサイトに情報あり。

<<http://www.iucn.org/>> or <<http://www.iucn.jp/>>

5-13. 社会・経済に関する調査 (1)

社会・経済に関する調査を実施し、PDD(A.4.6)にプロジェクト対象地域の法的土地所有権、現在の土地保有状況、土地利用状況及び吸収された炭素へのアクセス権等について記述する。
(→ 現地の大学・研究所、企業、コンサルタント、NGO等へ調査を依頼することが考えられる。)

<PDD(A.4.6. 法的な土地所有権、現在の土地保有そして土地利用、及び吸収された炭素へのアクセス権)に記載が必要な項目>

- ・ 土地権利の名称
- ・ 現在の土地所有者がいつからその土地を所有しているかという情報
- ・ プロジェクト活動の境界内に住んでいる住民の数
- ・ プロジェクトが、小規模土地所有者の協同組合を含んでいるかどうか
- ・ 法的土地所有権がプロジェクト参加者の名前で登記されているかどうか
- ・ ある土地における、全ての炭素プールが、同一の人/組織によって所有されているかどうか
- ・ 炭素プール自体が、法的権利のうちに含まれているかどうか
(上記、炭素プールに関しては、土地保有及び土地利用権に関する法律を明示すること)
- ・ 現在の土地利用状況の概要説明(農作物及び植林木、牧草の種名等)

[GUIDELINES CDM-SSC-AR-PDD & F-CDM-SSC-AR-Subm]、22/33ページより
<http://cdm.unfccc.int/Reference/Documents/Guidel_AR_SSC_Pdd/English/Guidel_CDM_AR_SSC_PDD.pdf>

5-13. 社会・経済に関する調査 (2)

PDDのセクション「提案するA/R CDMプロジェクト活動の社会・経済影響」について、以下の手順に沿って記述する。提案するプロジェクト活動の境界外への影響も含む。

[GUIDELINES CDM-AR-PDD & CDM-AR-NM]、29/53ページを参照

<http://cdm.unfccc.int/Reference/Documents/Guidel_Pdd_AR/English/Guidelines_CDM-AR-PDD_AR-NM.pdf>

1. 社会・経済影響分析の報告書を作成

- ・ 地域コミュニティ
- ・ 先住民族
- ・ 土地所有
- ・ 地域の雇用動態(収入)
- ・ 食糧生産動態
- ・ 文化的・宗教的サイト
- ・ 薪炭材ほか森林生産物へのアクセス

2. もしプロジェクト参加者またはホスト国が、顕著な負の影響があると考えた場合、プロジェクト参加者は、ホスト国で必要とされる手順に従って社会・経済影響評価を実施する

3. 上記2.で述べた顕著な影響に対処するためのモニタリング計画と対応策の説明

→ 社会経済に関する調査情報は、下記を証明する資料としても使える。

- ・ リークエッジの有無とその正当性
- ・ 小規模A/R CDMプロジェクト活動の要件である「低所得コミュニティ及び個人によるプロジェクトの開発または実施」

5-14. ステークホルダーからのコメント

PDDのセクション「ステークホルダーからのコメント」についても、社会・経済に関する調査の一環として実施し、記述する。

[GUIDELINES CDM-AR-PDD & CDM-AR-NM]、30/53ページを参照

<http://cdm.unfccc.int/Reference/Documents/Guidel_Pdd_AR/English/Guidelines_CDM-AR-PDD_AR-NM.pdf>

1. 現地のステークホルダーからのコメントを得るに際し、どのような人々を対象とし、どのような方法でコメントを収集したかについての概要説明

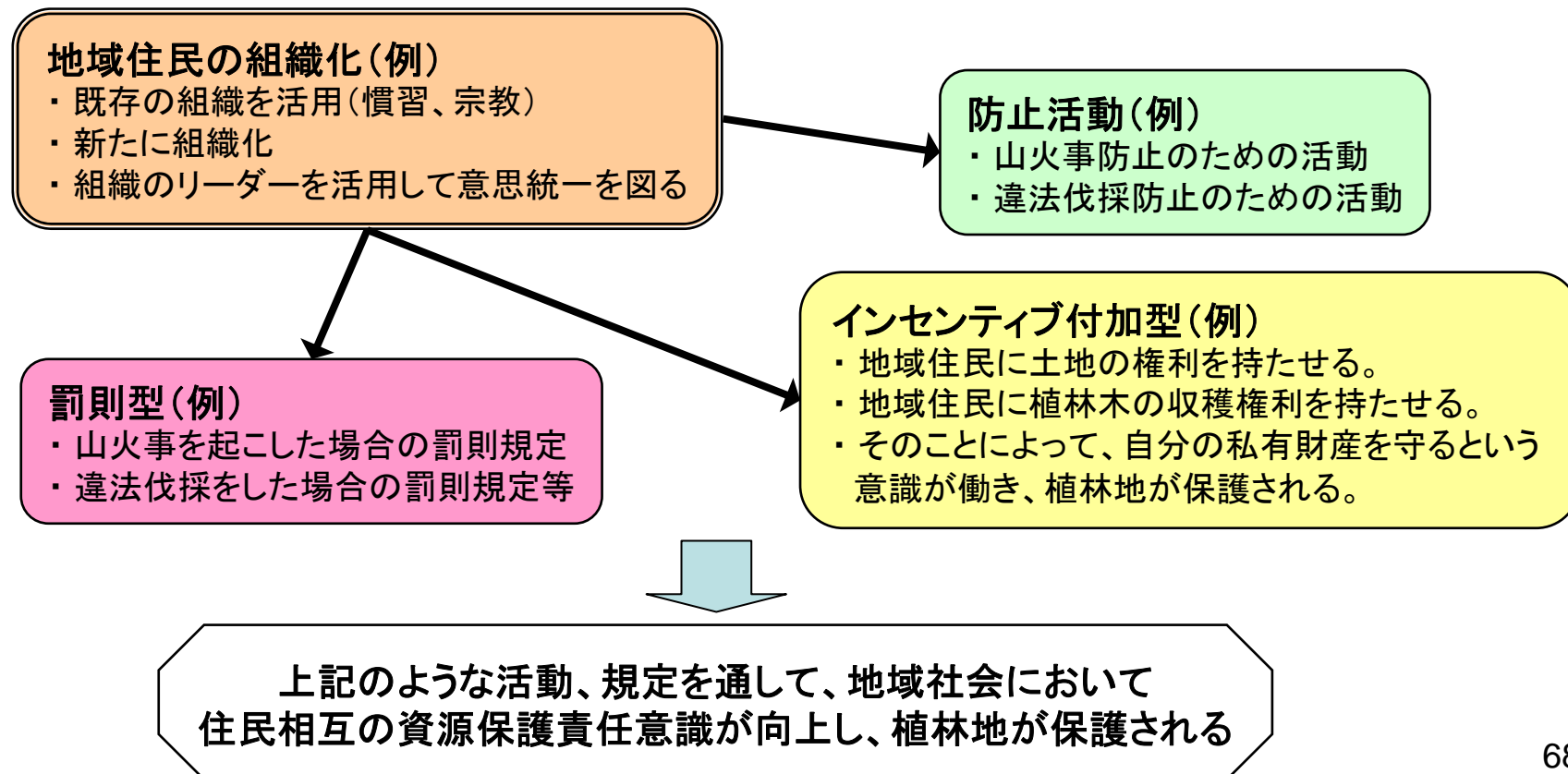
2. 受け取ったコメントの概要

3. 上記F.2.で述べた有意な影響に対処するための対応策の説明

5-15. 植林地保護のための造林管理規定の策定

森林は、基本的に誰にでもアクセス可能なオープンソースである。
したがって、植林プロジェクトに対する周辺地域住民の理解、合意は植林地保護のためには不可欠である。
そのための手順として下記のような(例)が考えられる。

- ・ 対象地の地域社会をカウンターパートと一緒に調査し、地域の特色を把握する。
- ・ プロジェクト参加者間で合意した管理運営システムを構築し、造林管理規定を(文書にて)作成する。
- ・ 周辺地域住民を含むステークホルダーの間で植林地保護のための合意文書を作成する。

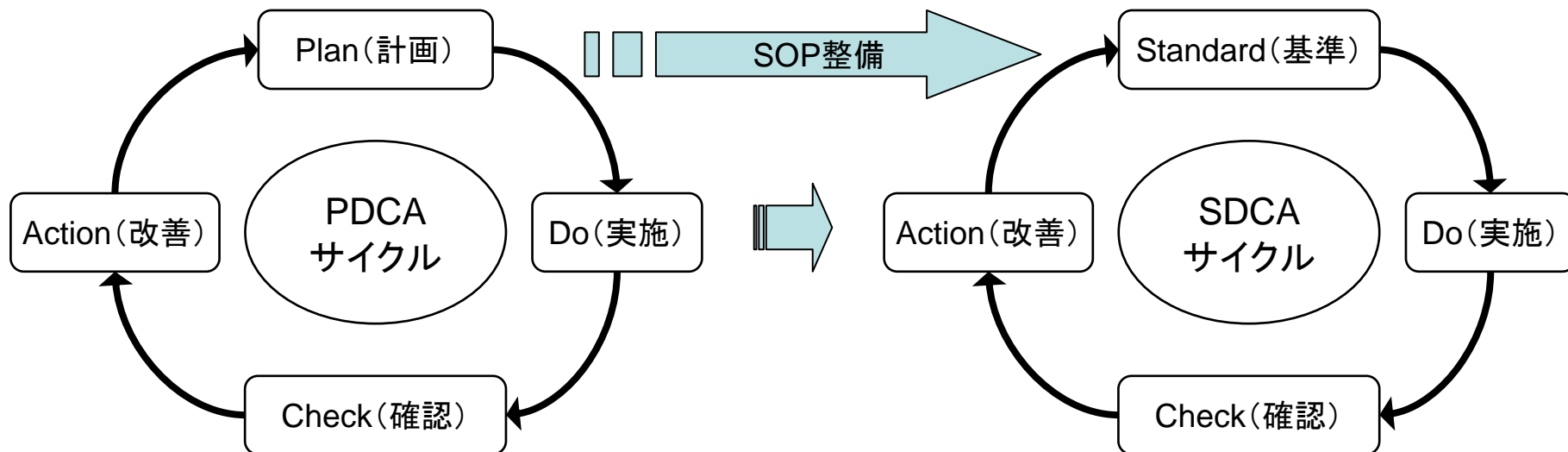


5-16. キャパシティ・ビルディング

A/R CDMプロジェクト活動においては、プロジェクト参加者、特にホスト国関係者のキャパシティ・ビルディングを実施することが、持続可能な開発に貢献することにつながる。

キャパシティ・ビルディングを実施する際の基本的なプロジェクト運営指針(例)としては、個々の活動において、

1. PDCAサイクル(Plan(計画)、Do(実施)、Check(確認)、Action(改善))を回して、標準的作業手順書(Standard Operating Procedure: SOP)を整備する。
2. そのSOPに沿って、SDCAサイクル(Standard(基準)、Do(実施)、Check(確認)、Action(改善))を回す。



→ モニタリングにおける要件である品質管理(QC)、品質保証(QA)の達成にもつながる
QC、QAに関しては、7-6.特定の小規模A/R CDMプロジェクト活動の簡易化されたベースライン・
モニタリング方法論、IV.のG~Kを参照。

5. 途上国におけるA/R CDMプロジェクト活動の実施要領

5-17. (新方法論の提案、)PDDの作成、A/R CDM手続きに沿ってプロジェクト申請

PROPOSED NEW BASELINE AND MONITORING METHODOLOGIES FOR A/R (CDM-AR-NM)
Version 01

CLEAN DEVELOPMENT MECHANISM
PROPOSED NEW BASELINE AND MONITORING METHODOLOGIES FOR A/R
(CDM-AR-NM) Version 01

CONTENTS

Section I. Summary and applicability of the baseline and monitoring methodologies

1. Methodology title (for baseline and monitoring)
2. Selected baseline approach
3. Applicability conditions
4. Selected carbon pools
5. Summary description of major baseline and monitoring methodological steps

Section II. Baseline methodology description

1. Project boundary
2. Stratification
3. Procedure for selection of most plausible baseline scenario
4. Estimation of baseline net GHG removals by sinks
5. Additionality
6. Ex ante actual net GHG removals by sinks
7. Leakage
8. Ex ante net anthropogenic GHG removal by sinks
9. Uncertainties and conservative approach
10. Data needed for ex ante estimations
11. Other information

Section III: Monitoring methodology description

1. Monitoring project implementation
2. Sampling design and stratification
3. Calculation of ex post baseline net GHG removals by sinks, if required

This template shall not be altered. It shall be completed without modifying/adding headings or logo, format or font.

UNFCCC/CN.UCC

CDM - Executive Board

PROJECT DESIGN DOCUMENT FORM
FOR AFFORESTATION AND REFORESTATION PROJECT ACTIVITIES (CDM-AR-PDD) - Version 02

CLEAN DEVELOPMENT MECHANISM
PROJECT DESIGN DOCUMENT FORM FOR AFFORESTATION AND REFORESTATION
PROJECT ACTIVITIES (CDM-AR-PDD)

CONTENTS

- A. General description of the proposed A/R CDM project activity
- B. Application of a baseline methodology
- C. Application of a monitoring methodology and plan
- D. Estimation the net anthropogenic GHG removals by sinks
- E. Environmental impacts of the proposed A/R CDM project activity
- F. Socio-economic impacts of the proposed A/R CDM project activity
- G. Stakeholders' comment

Annexes

Annex 1: Contact information on participants in the proposed A/R CDM project activity

Annex 2: Information regarding public funding

Annex 3: Baseline information

Annex 4: Monitoring plan

This template shall not be altered. It shall be completed without modifying/adding headings or logo, format or font.

A/R CDM 新ベースライン・モニタリング方法論
CDM Proposed new methodology for AR
(CDM-AR-NM)

<http://cdm.unfccc.int/Reference/Documents/cdm_ar_nm/English/CDM_AR_NM.pdf> (WORD)

<http://cdm.unfccc.int/Reference/Documents/cdm_ar_nm/English/CDM_AR_NM.pdf> (PDF)

A/R CDM プロジェクト設計書
CDM Project Design Document for AR
(CDM-AR-PDD)

<http://cdm.unfccc.int/Reference/Documents/cdm_ar_pdd/English/CDM_AR_PDD.pdf> (WORD)

<http://cdm.unfccc.int/Reference/Documents/cdm_ar_pdd/English/CDM_AR_PDD.pdf> (PDF)

5-18. 総合的事業判断

一般的に、植林事業は収穫までに比較的長期間を要する事業である。
総合的にみて、事業を継続してゆくべきかどうかを、事業の実施後も定期的に検討する
(下記フローチャート)。
A/R CDMプロジェクト活動においては、最低5年毎のモニタリングが義務付けられている。

